

(案)

令和 年 月 日

高知県農業振興部長
〇〇会社代表取締役社長

特定家畜伝染病の発生時における防疫措置の協力に関する申し合わせ

高知県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病の発生時に、特定家畜伝染病に係る防疫措置の協力に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条の規定により、甲及び乙が協議のうえ、次のとおり申し合わせるものとする。

1 協力要請

甲が乙に対し協力要請するときは、防疫業務実施要請書（別記様式1）及び防疫業務仕様書（別記様式2）によるFAX及び電話連絡を行う。

その他、本協定の趣旨に鑑みて甲が緊急に必要とする業務のうち、乙による対応が可能である業務については、都度協議を行い、決定する。

2 協力要請に基づく措置

乙が1の協力要請を受けたときは、速やかにFAX及び電話連絡で受諾の報告を行う。

3 費用の負担（代金及び支払い）

(1) 甲からの協力要請に受諾後、速やかに乙は対応する業務に係る概算見積を提示するとともに、費用の積算について甲乙で協議する。

(2) 防疫措置に要した費用は発生直前における適正な価格を基準とする。

(3) 甲は、特定家畜伝染病の防疫措置が完了した場合、乙の請求に応じて速やかに費用を支払う。

4 健康管理・経過観察・予防処置

乙の要員の健康管理等については、乙が実施すること。その他については、「高病原性鳥インフルエンザ等県内発生時対処計画」に準じ、甲の指示に従う。

5 申し合わせの有効期間

この申し合わせは、甲及び乙の協議が終了した日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって申し合わせの終了を通知しない限り、その効力を継続する。

(案)

別記様式1(第3条関係)

令和 年 月 日

防疫業務実施要請書

〇〇会社 御中

高知県知事 濱田 省司

「特定家畜伝染病に係る防疫措置の協力に関する協定書」第3条に基づき、次のとおり防疫業務の実施を要請します。

業務内容	防疫作業
作業内容	別記様式2「防疫業務仕様書」のとおり ※ 現地での具体作業は、家畜防疫員(獣医師)が指示 ※ 防護服、長靴、ゴム手袋、ゴーグル、マスク、ヘアキャップ等は県が用意 ※ 基礎疾患のある方・高血圧の方は参加不可 ※ 御社調達のバスに乗り、中継基地、作業場所に向かう。
集合場所 作業場所	〇〇地区体育館(別紙参照) 高知県〇〇市〇〇町地内 ●●農場
委託期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日予定(日間)
業務遂行時間 要請人数	現地での防疫作業従事時間(集合場所の集合時間) ① 4:00~12:00(1:30) ●人 ② 12:00~20:00(17:30) ●人 ③ 20:00~4:00(21:30) ●人の3交代制 ※ 1クール(8時間)あたり最大で120人 ※ 初回は〇月〇日●のクールから派遣願います。

担当部署	高知県鳥インフルエンザ対策本部 家畜防疫班	担当者 連絡先	〇〇 〇〇 ***-***-****
------	--------------------------	------------	-----------------------

(案)

別記様式2(第3条関係)

防疫業務仕様書

以下の要領で業務を実施すること。

1 防疫業務等

- (1) 発生農場で必要な動員者の確保に向けた調整及び取りまとめを行うこと。動員者の健康状態については、乙が出発前に必ず確認すること。
- (2) 動員者の移動にバスを利用する場合、御社が調達すること。
- (3) 動員者の集合場所では、適切な誘導、案内、各種応急対応を行うこと。
- (4) 動員者の軽食手配が必要な場合は、御社が調達すること。
- (5) 発生農場では、家畜の殺処分や密閉容器詰めなどの作業を迅速かつ安全に行うこと。
- (6) その他、必要と判断される業務については、その都度、甲の家畜防疫員(獣医師)の指示に従って行うこと。

2 防疫作業員の選定

以下に該当する者は防疫作業員として不適格であるため、除外すること。

- ・ 高血圧の症状がある。
- ・ 1週間以内に、新型コロナウイルスもしくはインフルエンザに感染した。
- ・ 心臓や呼吸器に重篤な病気がある。免疫力が低下している(ステロイド剤服用等)。喘息や鳥アレルギーなどのアレルギー性疾患がある。
- ・ 体調不良を訴える。発熱がある。

※本業務において「県側の過失により、発生した負傷・疾病等」除き、その補償について、甲は補償しない。

3 禁止事項

- (1) 防疫作業員が現地対策本部の許可を得ずに作業場所から離れること。
- (2) 発生農場もしくは集合場所の写真や動画を撮影したり、業務上知り得た情報を外部に公開したりすること。

4 派遣報告

乙は、要請を受けた場合、すみやかに甲に派遣報告を行う。

5 完了報告

乙は、業務完了後、すみやかに甲に完了報告を行う。

6 経費の請求

協定第8条に規定する経費の請求は、積算根拠を示した書類を添付して行う。